

○平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行								
<p>第一～第六（略）</p> <p>第七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備</p> <p>一 一般的条件 第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 送信装置</p> <p>1 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備 等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2 主として航空機に搭載される無線設備</p> <p>ア 等価等方輻射電力 等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。</p>	<p>第一～第六（略）</p> <p>第七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備</p> <p>一 第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。</p> <p>表（略）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 925 555 965">区別</th> <th data-bbox="555 925 1120 965">等価等方輻射電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 965 555 1149">低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）</td> <td data-bbox="555 965 1120 1149">一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及びイの表において同じ。）までの範囲。許容偏差は、（一）一・五デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1149 555 1257">中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上一二デシベル未満の空中線）</td> <td data-bbox="555 1149 1120 1257">五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）二デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1257 555 1375">高利得空中線（絶対利得が一三デシベル以上の空中線）</td> <td data-bbox="555 1257 1120 1375">一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）三・五デシベルから（十）二デシベルまでの範囲。</td> </tr> </tbody> </table>	区別	等価等方輻射電力	低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）	一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及びイの表において同じ。）までの範囲。許容偏差は、（一）一・五デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲。	中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上一二デシベル未満の空中線）	五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）二デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲。	高利得空中線（絶対利得が一三デシベル以上の空中線）	一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）三・五デシベルから（十）二デシベルまでの範囲。	
区別	等価等方輻射電力								
低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）	一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及びイの表において同じ。）までの範囲。許容偏差は、（一）一・五デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲。								
中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上一二デシベル未満の空中線）	五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）二デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲。								
高利得空中線（絶対利得が一三デシベル以上の空中線）	一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）三・五デシベルから（十）二デシベルまでの範囲。								

イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(一) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル(ワットを〇デシベルとする。)以下の場合

周波数帯	等価等方輻射電力
三〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)八四・八デシベル以下
三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)七七・八デシベル以下
一、〇〇〇 MHz を超え一、五二五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)七七デシベル以下
一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)九七デシベル以下
一、五五九 MHz を超え二・七五 GHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)七七デシベル以下

(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル(ワットを〇デシベルとする。)を超える場合

周波数帯	等価等方輻射電力
三〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)八四・八デシベル以下
三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)七七・八デシベル以下
一、〇〇〇 MHz を超え一、五二五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)七二デシベル以下
一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下	任意の三 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一〇三デシベル以下
一、五五九 MHz を超え一、六〇五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一)七七デシベル以下
一、六〇五 MHz を超え一、六一〇 MHz 以下	任意の一 MHz の帯域幅における尖頭電力が、次の式で算出した値以下 $-70 + 8/5 (f - 1605) \text{ デシベル}$ f は、MHz を単位とする周波数とする。

別添 2

一、六一〇MHzを超え一、六二六・五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が(一)七二デシベル以下
一、六二六・五MHzを超え一、六六二・五MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における尖頭電力が(一)六三デシベル以下
一、六六二・五MHzを超え一〇・七GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が(一)七二デシベル以下
一〇・七GHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が(一)七六デシベル以下

三 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、最大等価等方輻射電力が一五デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以下の場合は第七の二の二のイの(一)に規定する等価等方輻射電力の値、最大等価等方輻射電力が一五デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)を超える場合は第七の二の二のイの(二)に規定する等価等方輻射電力の値をそれぞれ超えないものであること。